

令和2年度 教育委員会

(第1回定例会)

開催日 令和2年4月10日



福岡市

福岡市教育委員会

令和２年度４月定例教育委員会会議日程

日 時 令和２年４月１０日(金)午後２時００分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 101 会議室

１ 開会

２ 教育長あいさつ

３ 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(４月議事録：廣瀬委員、齊藤委員)

４ 教育長の報告

５ 各課からの報告

６ 議事

報告第１号

新型コロナウイルス感染症に関連した対応状況について

議案第１号

笛吹市教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

７ その他

８ 閉会

次回定例教育委員会 令和２年５月１１日(月)
午後２時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第1号（4月）

新型コロナウイルス感染症に関連した対応状況について

教育委員会

新型コロナウイルス対策対応状況について（教育委員会）

令和2年4月9日

1 小中学校の対応について

① 小中学校の臨時休業について

4月8日峡東地区を生活圏とする新型コロナウイルス感染症に感染した患者が確認されたことから、児童生徒の安全確保と感染拡大を防止するうえで小中学校の臨時休業の処置を取りました。

- ・4月10日（金）午後2時～4月24日（金）まで臨時休業とする。

注意事項

- ・学童保育クラブに入っていない児童で、やむを得ない事情により学校での預かりを必要とする場合には、各学校で相談のうえ対応する。
- ・学校の臨時休業中に児童生徒及び保護者、同居者等が感染したり、濃厚接触者となった場合は、在籍校に連絡する。

② 給食について

- ・食材等のキャンセルについて業者と調整を行う。
- ・キャンセルできない食材の有効利用の対応を図る。
- ・キャンセルできない食材の給食費については、保護者の負担とならないよう対応する。

③ 学校臨時休業中の感染者及び濃厚接触者が発生した場合の土日の連絡体制について宿直および日直において電話対応をお願いする。

④ 学童保育クラブへの協力について

- ・学校臨時休業中の学童保育クラブについて午前からの保育になるため学童指導員の不足の場合は、学校教職員、給食調理員に協力をいただく。
- ・三密を避けるため教室が不足する場合、学校の教室も利用できるよう協力する。

2 社会体育施設

- ・4月24日まで使用中止とする。

3 社会教育施設

- ・4月24日まで不要不急の使用について予約者に自粛を依頼する。
- ・条件

当面の間、室内は密閉空間に当たるため、イベントや大会などの催しは不可とする。また、市外の団体の利用についても不可とする。

施設の利用時間は準備、撤収作業を含めて2時間までとし、利用人数は利用を希望する部屋の定員の半数までの人数制限を利用者に要請する。50人以上による利用は不可。

飛沫感染のリスクが高いコーラス等の活動は、利用の自粛を要請。

4 学校開放施設（グラウンド、体育館、武道場）

5月1日まで使用中止とする。

※5月2日以降についても、施設の使用中止や制限の可能性あり。

5 文化財課施設

・春日居郷土館、八代郷土館、青楓美術館、八田家書院は、当面の間、閉館期間を延長する。

6 図書館

・4月1日～当面の間休館。

市民対象に一部図書館を開館

第一・三週土曜日 石和、春日居、一宮、境川

第一・三週日曜日 石和、御坂

第二・四週土曜日 石和、御坂、境川

第二・四週日曜日 石和、一宮、春日居

4月29日（水）祝日 石和 御坂

平日

月曜日 御坂、 火曜日 石和、 水曜日 一宮、 木曜日 石和

金曜日 春日居、八代

時間

① 10:00～11:30

② 13:30～15:00

③ 15:30～17:00

④ 17:30～19:00（石和のみ）

予約制

電話での事前予約とする。（市民のみ）

※開館時間は、1時間30分とする（閉館後、換気・清掃をする）

学習席、視聴覚ブースの利用は不可

・注意事項

自宅での検温・館内でのマスク着用をお願いする。

アルコール消毒液を設置し、手指の消毒・「咳エチケット」の徹底 の協力

・新型コロナウイルスの感染の状況により、利用の中止や制限をする旨、利用者に周知する。

笛 教 学 第 4 - 5 7 号
令 和 2 年 4 月 9 日

保護者 各位

笛 吹 市 教 育 委 員 会
教 育 長 望 月 栄一
(公印省略)

市内小中学校の臨時休業のお知らせ

日頃より、本市の教育行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。
本市においては、新型コロナウイルス感染症の発生状況及び国や県の学校再開ガイドラインや留意事項等を踏まえ、4月6日より学校を再開いたしました。

昨日、峡東地域を生活圏とする新型コロナウイルス感染症に感染した患者が確認されたことから、児童生徒の安全確保と感染拡大を防止する上で、下記のとおり市内小中学校の臨時休業の措置をとって対応することとしました。

児童生徒や保護者の皆様におかれましては、急な連絡となりますが、ご理解とご対応をよろしくお願い申し上げます。

記

1 期間

令和2年4月10日（金）午後2時～4月24日（金）

※4月10日（金）は給食を食べて下校となります。

2 連絡事項

- (1) 臨時休業中は、不要不急の外出は控え、家庭における健康管理及び感染症対策をお願いします。
- (2) 臨時休業中の学習課題や過ごし方等については、在籍校から別途お知らせいたします。
- (3) 放課後学童保育クラブに入っていない児童で、やむを得ない事情により学校での預かりを必要とする場合には、在籍校にご相談ください。
- (4) 児童生徒、保護者及びその他同居人が濃厚接触したり、感染したりした場合は、在籍校に連絡してください。

【土日の緊急連絡先 笛吹市役所（日直・宿直）055-262-4111】

※状況に応じて、臨時休業の措置を変更する場合には、在籍校をとおして安心安全メール等でお知らせいたします。

議案第1号（4月）

笛吹市教育委員会が服務を監督する
教育職員の業務量の適切な管理等
に関する規則の制定について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和 年 笛吹市教育委員会訓令第 号) 笛吹市教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則
趣旨 目的	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に鑑み、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について定める。
概要	笛吹市教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理 その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため措置を講ずる。
経過	令和元年 12 月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正により、文部科学大臣は、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとされ、当該指針において、教育職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置を、規則等において定めるよう求められた。
関係 法令	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号) 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する措置に関する条例(昭和 46 年山梨県条例第 47 号)
予算 措置	なし
その他	

笛吹市教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市教育委員会が服務を監督する教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が服務を監督する法第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する教育職員が業務を行う時間(法第7条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。)から所定の勤務時間(法第6条第3項各号に掲げる日(代休日が指定された日を除く。)以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1 年のうち 1 箇月において正規の勤務時間以外の時間において 45 時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

- 3 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、法第 7 条に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。